

議案第54号

但馬広域行政事務組合規約の変更について

但馬広域行政事務組合規約（平成7年兵庫県指令地第14号）を別紙のとおり変更するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第2項の規定により、関係市町と協議することについて、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和4年11月30日提出

朝来市長 藤 岡 勇

提案理由要旨

但馬広域行政事務組合の事務所の位置を変更するための規約変更について、関係市町と協議するに当たり、議会の議決を求めるものです。

但馬広域行政事務組合規約の一部を改正する規約

但馬広域行政事務組合規約（平成7年兵庫県指令地第14号）の一部を次のように改正する。

第4条中「兵庫県豊岡市中央町2番4号」を「兵庫県豊岡市城南町23番6号」に改める。

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

議案第54号資料

但馬広域行政事務組合同規約新旧対照表

現 行	改 正 案
(事務所の位置) 第 4 条 組合の事務所は、 <u>兵庫県豊岡市中央町 2 番 4 号</u> に置く。	(事務所の位置) 第 4 条 組合の事務所は、 <u>兵庫県豊岡市城南町 23 番 6 号</u> に置く。